

ハラスメント

どんなこと？

って

ハラスメント

どんなこと？



ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることで、簡単に言えば「嫌がらせ」を指します。

大事なものは「行為者がどう思っているのかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントになる」ということです。害を与えるつもりはないごく気軽な言動が、相手にとっては耐え難い苦痛となっていることもあるわけです。

その意味では、誰もが加害者にも被害者にもなりえます。相手が嫌がっていると気がついたらすぐにやめ、繰り返したり、押し付けたりしないことです。

無視、陰口をSNS上に書き込む行為なども人権侵害にあたります。このような行為は、厳に慎みましょう。

傍観者ではなく 抑止力になろう!

自分の周りで、ハラスメントを受けている人がいたら、親身に相談にのってあげましょう。また、話しを聞いてあげたり相談窓口へ同行するなど、積極的に協力してあげることも必要です。あなたの周りに誰にも言えずひとりで悩んでいる被害者がいるかもしれません。あなたが気づいた場合は、決して傍観者にならずに被害者の力になってあげてください。

ハラスメント防止のために
何より大切なことは、
一人ひとりが意識をもって、
この問題に向き合うことです。

ハラスメントの種類

では、実際にはどんなケースがあるのでしょうか？



パワーハラスメント

大学や学外の実習先などにおいて、教職員や指導担当者が学生に対し職務上の地位又は権限を不当に利用して行う不適切な言動、指導、対応のことで、それにより学生の勉学意欲や学習環境が損なわれること。



セクシャルハラスメント

優越的地位や継続的關係において行われる相手を不快にさせる性的な言動のことであり、それにより相手方に不利益や不快感を与えること。



アカデミックハラスメント

教育および研究の場において、教育上又は研究上の地位を利用して相手を不快にさせる不適切な言動、指導、待遇のこと。



ハラスメントを 受けたと思ったら

もしも、あなたがハラスメントを受けたと思ったら、勇気をもって自分の気持ちを相手に対してはっきりと意思表示しましょう。気持ちを相手に伝えることで、解決につながることもあります。また、信頼のできる人や相談窓口にご相談しましょう。**本学では、全教職員が相談窓口です。**信頼のける教職員に相談してみてください。相談を受けた教職員は本学に配置された**ハラスメント等
人権侵害専門相談員**に取り次いでくれます。
(フローチャート参照)

専門相談員は問題の解決にあたります。専門相談員は、プライバシーを守り、あなたの意思に沿って、あなたと一緒に考えてくれます。相談したことであなたが不利になることはありません。我慢してひとりで悩んでいても問題は解決しません。勇気を出して行動することが解決の第一歩になります。

本学での ハラスメント対策

私たちの学校ではハラスメント等に対処するための体制を整えて、専門の相談員を配置しています。学生や教職員のプライバシー守秘を考慮しながら、相談を受け付けて解決方法を探るお手伝いをしています。

